

# すまい給付金 現金取得者向け新築対象住宅証明書発行業務規程

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 このすまい給付金現金取得者向け新築対象住宅証明書発行業務規程（以下「規程」という。）は、株式会社愛知建築センター（以下「機関」という。）が実施する、すまい給付金制度に係る現金取得者向け新築対象住宅証明書（以下「証明書」という。）の発行業務について定める。

(業務を行う時間、休日、事務所の所在地及び業務区域)

第2条 業務を行う時間、休日、事務所及び業務を行う区域については、機関の「住宅性能評価業務規程」によるものとする。

(業務を行う範囲)

第3条 証明業務を行う住宅は以下のいずれにも該当する一戸建ての新築住宅とする。

- (1) すまい給付金による住宅市場安定化対策事業実施要領に定める給付対象住宅であること。
- (2) 下記のいずれかの基準（以下「証明基準」という。）を満たすこと。
  - ①断熱等性能等級4以上
  - ②一次エネルギー消費量等級4以上
  - ③劣化対策等級3の住宅で、かつ、維持管理対策等級2以上
  - ④耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の等級2又は等級3
  - ⑤免震建築物（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）
  - ⑥高齢者等配慮対策等級3以上

## 第2章 住宅性能証明の実施方法

(証明の申請)

第4条 証明を受けようとする者は下記の書類を正副2部提出しなければならない。

- (1) 現金取得者向け新築対象住宅証明書審査申請書
- (2) 委任状（代理人の場合）
- (3) 設計内容説明書
- (4) 配置図
- (5) 付近見取り図
- (6) 証明基準に適合していることが確認できる図面等

(7) その他、性能確認に必要な書類等

(業務の受理及び契約)

第5条 機関は申請者から証明の申請があった場合は以下の事項について確認を行い、不備等がない場合は受理するものとする。

- (1) 証明対象住宅の所在地が愛知県内であること。
- (2) 申請および審査に必要な書類が全て添付されていること。
- (3) すまい給付金による住宅市場安定化対策事業実施要領に定める給付対象住宅であること。

2 機関は、対象住宅が第1項各号に該当しないときは、受理できない理由を説明し、申請者に申請図書を返却する。

3 機関は第1項により申請を受理した場合においては、証明申請者に引受承諾書を交付する。この場合、証明申請者と機関は別に定める株式会社愛知建築センター新築対象住宅証明業務約款に基づき契約を締結したものとみなす。

4 第1項による提出図書の受理については、あらかじめ依頼者等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。））と依頼者等の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）の受理によることができる。

(申請図書の変更)

第6条 証明申請者は第8条の図面審査終了後において、申請図書を変更するときは、機関にその旨及び変更の内容について通知するものとする。

2 機関が前項の変更が大幅であると認めるときは、証明申請者は申請書を取り下げ、別件として改めて申請しなければならない。

3 前項の申請は第4条から前条までの規定を準用する。

4 証明書の発行後に証明申請者が申請図書等を変更する場合は、機関に次の各号の書類を提出し、第4条による審査を受けなければならない。

- (1) 変更現金取得者向け新築対象住宅証明書審査申請書
- (2) 審査に要した図書のうち、変更に係るもの及び変更の内容を示す図書

(住宅性能証明申請の取り下げ)

第7条 証明申請者は第4条の申請を取り下げる場合は、その旨を記載した申請取り下げ届を機関に提出するものとする。

第3章 技術的審査の実施方法

(図面審査方法)

第8条 機関は証明の申請を受理したときは第11条に定める審査員に申請図書の審査を行わせるものとする。

- 2 審査員は申請図書により証明基準の適合性を審査する。
- 3 審査員は提出された図書等に疑義がある場合は証明申請者または代理者に説明を求め、必要に応じて追加書類の提出や申請図書の補正を求める等の措置を行うものとする。

(証明書等の発行)

第9条 機関は前条の審査を行った結果、対象住宅が証明基準等に適合すると認めた場合は証明書を申請図書の副本を添えて証明申請者に交付する。

- 2 機関は前条の審査を行った結果、対象住宅が基準等に不適合と認めた場合や明らかな虚偽がある場合は、証明書不適合通知書を申請図書の副本を添えて証明申請者に交付するものとする。
- 3 証明申請者から紛失等による証明書の再交付の依頼があった場合、証明書に再発行である旨及び再発行日を記載して交付する。
- 4 証明書の発行番号は、別表1の「証明書発行番号の付番方法」に基づくものとする。
- 5 機関は、前各項に規定する図書の発行については、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

#### 第4章 証明業務手数料等

(証明業務手数料等)

第10条 申請者は、別表に定める評価料金を、現金にて支払いをする。ただし、当機関が認めた場合には、銀行振込み等別の収納方法によることができる。

- 2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

#### 第5章 審査員等

(審査員)

第11条 機関は第8条の審査を住宅の品質確保の促進等に関する法律第13条に定める評価員（以下「審査員」という）に行わせるものとする。

(秘密保持義務)

第12条 機関の役員、職員並びにこれらの者であった者は証明業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

## 第6章 雑則

(帳簿の作成及び保存)

第13条 機関は次の(1)から(14)までに掲げる事項を記載した証明業務管理帳簿(以下「帳簿」という)を作成し、事務所に備え付け、施錠のできる室またはロッカー等において個人情報及び秘密情報が漏れることなく、かつ、証明業務以外の目的で複製、利用等がされない方法で保存するものとする。

- (1) 申請者の氏名または名称及び住所
- (2) 代理者の氏名
- (3) 住宅の名称
- (4) 住宅の所在地
- (5) 住宅に適用した基準
- (6) 住宅の建て方
- (7) 住宅の床面積
- (8) 住宅の構造、階数
- (9) 申請を受けた年月日、受付番号
- (10) 証明業務手数料
- (11) 審査員氏名
- (12) 証明書の交付年月日
- (13) 証明書の交付番号
- (14) 住宅性能証明書不適合通知書の交付年月日

2 前項の保存は、帳簿を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクを保存する方法にて行うことができる。

(書類及び帳簿の保存期間)

第14条 第13条の帳簿は証明業務の全部を終了した日の属する年度から5年保存する。

2 申請図書及び適合書の写しは証明書の交付を行った日の属する年度から5年保存する。

3 帳簿、申請図書及び適合書の写しは施錠できる室、倉庫等において確実かつ秘密の漏れることのない方法で行うものとする。

4 前項の保存は、前条第1号に規定する帳簿への記載事項及び第2号に規定する書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等の保存にて行うことができる。

(事前相談)

第15条 依頼者等は、適合審査の依頼に先立ち、機関に相談をすることができる。この場合において、機関は誠実かつ公正に対応するものとする。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第16条 機関は、電子情報処理組織による依頼の受付及び図書の交付を行う場合にあっては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(国土交通省等への報告等)

第17条 機関は、公正な業務を実施するために国土交通省等の関係する行政庁等から本業務に関する報告等を求められた場合には、審査の内容、判断根拠その他情報について報告等を行う。

附則

この規程は、平成26年6月20日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年3月29日から施行する。

この規定は、令和4年4月1日から施行する。

別表

「証明書発行番号の付番方法」

発行番号は12桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

『○○○—○○—○—○—○○○○—○』

1～3桁目登録住宅性能評価機関番号

4～5桁目登録住宅性能評価機関の事務所毎に付する番号

6桁目適用した基準

1：省エネルギー性

2：耐久性・可変性

3：耐震性（等級3）

4：耐震性（等級2）

5：耐震性（免震建築物）

6：バリアフリー性

7桁目1：一戸建ての住宅

2：共同住宅等

8～11桁目通し番号（6桁目までの数字の並びの別に応じ、0001から順に付するものとする。）

12桁目同一住戸において複数の証明書を交付した場合の証明書ごとに付する枝番  
（1枚の場合は1、2枚目以降2、3、4、・・・・）